

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正（令和4年4月6日公布、同日施行）により、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスター作成に係る経費の公費負担の限度額が引き上げられたことから、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスター作成に係る公費負担の限度額を同令の改定額に準じて引き上げる。

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額の引上げ

公費負担の対象	公費負担の限度額	
	現行	改正案
1 選挙運動用自動車借入契約（以外） 選挙運動用自動車として使用した各日について支払うべき金額（同一の日 に2台以上使用する場合は1台に限 る。）	各日について <u>15,800円</u>	各日について <u>16,100円</u>
2 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の 代金	<u>7,560円</u> ×選挙運動日数	<u>7,700円</u> ×選挙運動日数

(2) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の作成単価限度額の引上げ

公費負担の対象	公費負担の限度額（単価）	
	現行	改正案
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 （公職選挙法第142条第1項第6号に定 める枚数を乗じた金額の範囲内）	<u>7円51銭</u>	<u>7円73銭</u>

(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の積算基準額の引上げ

公費負担の対象	公費負担の限度額等	
	現行	改正案
作成単価（右に示した単価の限度額の範囲内）に作成枚数（ポスター掲示場の数が限度）を乗じて得た金額	$\text{単価} = \frac{525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ 実際の限度額 $525\text{円}6\text{銭} \times 275\text{か所} + 310,500\text{円} / 275\text{か所}$ $1,654.1\text{円} (1\text{円未満の端数は、1円とする})$ $1,655\text{円} \times 275\text{枚} = 455,125\text{円} (限度額)$	$\text{単価} = \frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ 実際の限度額 $541\text{円}31\text{銭} \times 275\text{か所} + 316,250\text{円} / 275\text{か所}$ $1,691.3\text{円} (1\text{円未満の端数は、1円とする})$ $1,692\text{円} \times 275\text{枚} = 465,300\text{円} (限度額)$

3 施行期日

公布の日から施行し、施行日以後にその期日を告示される選挙から適用する。